



平成29年(ワ)第24号

石木ダム建設工事並びに県道等付替道路工事続行差止請求事件

原告 石丸 勇 外607名

被告 長崎県 外1名

答 弁 書

平成29年6月30日

長崎地方裁判所佐世保支部 御中

〒850-0032 長崎市興善町2番31号 太陽生命長崎ビル2階

弁護士法人 福田・木下総合法律事務所 (送達場所)

電話 095-816-3261

FAX 095-816-3262

被告長崎県代理人弁護士 福田 浩久

同 伊藤 美香

同 碓 健太郎

同 種田 和彦

同 朝日 俊雅



目次

第1	請求の趣旨に対する答弁	4
第2	請求の理由に対する認否	4
1	同「第1 はじめに」について	4
2	同「第2 当事者，石木ダム事業の概要及び経過，強行されている工事の概要」について	4
(1)	同「1 当事者」について	4
(2)	同「2 石木ダム事業の概要」について	4
(3)	同「3 石木ダム事業の経過」について	4
(4)	同「4 強行されようとしている工事の内容」について	4
(5)	同「5 小括」について	5
3	同「第3 原告らについて」について	5
(1)	同柱書について	5
(2)	同1ないし6について	5
4	同「第4 原告らの権利」について	5
(1)	同「1 はじめに」について	5
(2)	同「2 憲法が保障する権利」について	6
(3)	同「3 原告らの具体的権利」について	6
(4)	同「4 小括」について	6
5	同「第5 権利侵害」について	6
(1)	同「1 原告らの権利の侵害」について	6
(2)	同「2 小括」	6
6	同「第6 石木ダム事業の問題点」について	6
(1)	同「1 はじめに」について	6
(2)	同「2 利水事業としての問題点」について	6
(3)	同「3 治水事業としての問題点」について	7

(4) 同「4 手続上の問題点」について	7
(5) 同「5 小括」について	7
7 同「第7 石木ダム事業は、違憲・違法な事業である」について	8
(1) 同「1 はじめに」について	8
(2) 同「2 石木ダムはそもそも違憲である」について	8
(3) 同「3 石木ダム事業は土地収用法に違反する違法な事業であり、取り消されるべきであること」について	8
8 同「第8 総括」について	9
第3 被告長崎県の主張	9
1 はじめに	9
2 権利について	9
(1) 民事上の請求の具体的根拠となる権利足り得ないこと	10
(2) 権利の侵害がないこと	10
3 被告長崎県による説明経緯等について	11
4 佐世保市の利水について	13
5 川棚川の治水対策について	13
(1) 川棚川の現状	13
(2) 河川整備基本方針・河川整備計画における川棚川の治水計画	14
(3) 洪水の原因分析について	22
(4) 治水代替案の検討について	22
(5) 小括	23
第4 結語	23

第1 請求の趣旨に対する答弁

- 1 原告らの請求をいずれも棄却する。
 - 2 訴訟費用は原告らの負担とする。
- との判決を求める。

第2 請求の理由に対する認否

1 同「第1 はじめに」について

原告らの主張の要約と解されるから、第2以下について認否する。

2 同「第2 当事者，石木ダム事業の概要及び経過，強行されている工事の概要」について

(1) 同「1 当事者」について

ア 同(1)について

事実を否認し，主張は争う。

イ 同(2)について

認める。

(2) 同「2 石木ダム事業の概要」について

被告長崎県が所掌する範囲において概ね認める。

(3) 同「3 石木ダム事業の経過」について

被告長崎県が所掌する範囲において，日時や書面のやり取りの内容については概ね認めるが，経過に対する評価等，その余の事実を否認し，主張は争う。なお，「事業認可」は「事業認定」が正しく，原告石丸次儀，同川原義人，木本マスエに対する裁決における明渡期限は平成27年10月30日である。

(4) 同「4 強行されようとしている工事の内容」について

被告長崎県が工事を進めていることは認め，その余の事実を否認し，主張は争う。なお，訴状第2の4(1)及び(2)並びに訴状訂正申立書（以下，「訂正

申立書」という。)別紙工事目録の1(3)の表に記載の各工事の契約は既に終了している。

(5) 同「5 小括」について

原告らの主張の要約であると解され、認否は要しない。

3 同「第3 原告らについて」について

(1) 同柱書について

事実は否認し、主張は争う。

(2) 同1ないし6について

不知(ただし、本件では、後述第3のとおり、そもそも原告らの主張する権利は民事上の請求の具体的な根拠となる権利足り得ない。)

4 同「第4 原告らの権利」について

(1) 同「1 はじめに」について

ア 同柱書について

事実は否認し、主張は争う。

イ 同「(1) こうばるとは」について

水没予定地に東彼杵郡川棚町岩屋郷字川原が含まれていること及び被告長崎県が実施した環境影響評価において申立書記載の生物が確認されていることは認める。

ただし、「長崎県川棚町」は「長崎県東彼杵郡川棚町」、「モズクガニ」は「モクズガニ」、「ニホンアマガエル」は「ニホンアカガエル」、「絶滅危惧Ⅰ種」は「絶滅危惧Ⅰ類」、「カワスミサンショウウオ」は「カスミサンショウウオ」、「絶滅危惧Ⅱ種」は「絶滅危惧Ⅱ類」がそれぞれ正しい。

ウ 同「(2) その中で培われてきた人々の生活」について

「ほたる祭り」の催しがあること及び営農がなされていることは認め、

原告らの主観を述べる部分については認否を要しない。

エ 同「(3) これらの生活は、こうばるの人々がこの地で築いてきたものである」について

こうばる地区に、水路や田畑があることは認め、原告らの主観を述べる部分については認否を要しない。

オ 同(4)について

事実は否認し、主張は争う。

(2) 同「2 憲法が保障する権利」について

憲法の条文内容及び一般的解釈については認めるが、原告らの独自の解釈については争う。

(3) 同「3 原告らの具体的権利」について

事実は否認し、主張は争う。

(4) 同「4 小括」について

事実は否認し、主張は争う。

5 同「第5 権利侵害」について

(1) 同「1 原告らの権利の侵害」について

事実は否認し、主張は争う。

(2) 同「2 小括」

事実は否認し、主張は争う。

6 同「第6 石木ダム事業の問題点」について

(1) 同「1 はじめに」について

原告らの主張の要約と解され、認否を要しない。

(2) 同「2 利水事業としての問題点」について

甲B1 (佐世保市第9期拡張事業平成24年度再評価 水需要予測資料)

及び甲B3（佐世保市平成19年度水需要予測結果）に記載がある範囲において認め、被告佐世保市による利水事業に関する点の詳細については認否の限りではない。その余の事実は否認し、主張は争う。

(3) 同「3 治水事業としての問題点」について

甲C1（川棚川水系河川整備計画）、甲C2（説明会での申し入れへの回答書面）、甲C3（川棚川河川総合開発事業の検証に係る検討結果報告書補足資料）、甲C4（川棚川総合開発事業「石木ダムについて」）に記載がある範囲において認め、その余の事実は否認し、主張は争う。

なお、治水計画の一般的策定手順に関する被告長崎県の主張は後述する。

(4) 同「4 手続上の問題点」について

ア 同「(1) はじめに」について

覚書（甲D1）の存在、締結当事者及び覚書に記載された内容は認め、その余の事実は否認ないし不知、主張は争う。

イ 同「(2) 本件覚書作成の経緯（甲D2）」について

覚書（甲D2）の存在、締結当事者及び覚書に記載された内容並びに昭和57年に被告長崎県が機動隊を導入し測量を実施したこと、被告長崎県が平成21年に事業認定申請をしたこと及び平成25年9月6日付けで事業認定がされたことは認め、その余の事実は否認ないし不知、主張は争う。

ウ 同「(3) 立憲民主主義の観点」について

憲法の内容は認めるが、原告らの主張は争う。

本件事業は、全て民主主義の根幹である国会によって立法された法律に基づき適法に行われており、本件事業が違憲となる余地は一切ない。

(5) 同「5 小括」について

争う。

原告らによる、本件事業が違憲であるとの主張は特異な独自の主張であり採用できないことは明らかである。

7 同「第7 石木ダム事業は、違憲・違法な事業である」について

(1) 同「1 はじめに」について

争う。

原告らによる、本件事業が違憲・違法であるとの主張は特異な独自の主張であり採用できないことは明らかである。

(2) 同「2 石木ダムはそもそも違憲である」について

憲法の条文内容及び一般的解釈については認めるが、原告らの独自の解釈については争う。

(3) 同「3 石木ダム事業は土地収用法に違反する違法な事業であり、取り消されるべきであること」について

ア 同「(1) 利水事業に関して」について

土地収用法20条3号及び4号が事業認定の要件となっていることについては認め、同各号を充足しないとの主張については争う。

イ 同「(2) 治水事業に関して」について

土地収用法20条3号及び4号が事業認定の要件となっていることについては認め、同各号を充足しないとの主張については争う。

ウ 同「(3) 手続に関して」について

争う。

本件覚書により、被告らが本件工事を着工できないという法的拘束力は無い。

本件事業は、法令に基づいてすべて適法に実施されている。また、被告長崎県は、本件覚書の趣旨に則り、可能な限り住民との話し合いを継続してきた。

被告長崎県は、覚書の直接の効力に違反している事実はないし、その趣旨等に反し信義則上本件工事を着工できないとする法的根拠も一切ない。

覚書の効力については上記のとおりであるが、原告らは覚書の当事者ではないことも指摘しておく。

エ 同「(4) 小括」について
争う。

8 同「第8 総括」について
争う。

第3 被告長崎県の主張

1 はじめに

本件で、原告らは県道等付替道路工事（訂正申立書別紙工事目録1ないし10）、及び石木ダム建設工事（同目録11）の続行差止を求めている。

しかし、原告らの主張する権利は、民事上の請求の具体的な根拠となる権利足り得ないものであるか、若しくはその侵害がないものである。

したがって、その余の点について言及するまでもなく、本件請求は速やかに棄却されるべきである。

もっとも、被告長崎県としては、念の為、これまでの対応に問題が無かったことと、本件石木ダム事業の必要性にも触れておく。

2 権利について

原告らは、本件請求の根拠となる権利として、①生命・身体の安全、②総体としての人間の存在そのもの、③人格権（A：生命身体の不安に怯えず平穩に生きる権利、B：人間の尊厳を維持して生きる権利、C：良好な環境の中で生活を営む権利又はその環境を享受する権利）、④税金を有効かつ適切に利用される権利を挙げる（訴状21頁以下）。しかし、以下のとおり、これらはそも

そも民事上の請求の具体的根拠となる権利足り得ないか、仮に権利足り得るとしても本件ではその侵害が認められない。

(1) 民事上の請求の具体的根拠となる権利足り得ないこと

ア ②③A・B・Cについて

③A・Bについて、「おびえ」「尊厳」などという各人の主観にかかる権利は、その成立、存続、消滅等の要件やその効力等、およそ権利としての基本的属性が曖昧である。また、②③Cについては、権利としての基本的属性が曖昧であることに加え、権利の対象となる範囲、すなわち権利を構成する内容、性質、地域的範囲等も不明であり、いかなる場合にその侵害があるというべきか、権利者の範囲等も明確ではない。

すなわち、これらの権利は抽象的なものであって、権利としての具体性を欠き、民事上の請求の具体的根拠となる権利足り得るものではない。

イ ④について

税金の用途については、議会がこれを承認するものであり、原告らが主張するように各個人がこれを決定する権利を有するものと解することはできない。御庁平成28年(ヨ)第1号石木ダム建設工事並びに県道等付替道路工事続行禁止仮処分命令申立事件においても、「税金を有効かつ適切に利用される権利は、その成立要件、内容、法的効果等がはなはだ不明確であり、これを人格権ないしは独自の権利としてにわかに許容することができないのはもちろんのこと、法律上の特別の定めもないのに、そのような権利の侵害を理由として差止請求権が発生するとは到底認めることができない」とされている。

なお、本件に関連する予算の支出についてはいずれも議会の議決を経ており、適法なものであることを付言しておく。

(2) 権利の侵害がないこと

ア ①③Aについて

原告らは、石木ダム建設事業を続行することにより、「本来あるべき治水対策」が行われず、その結果水害が起き、上記各権利を害される蓋然性がある旨主張しているようである（訴状第5の1(1)ア）。

しかし、石木ダム建設事業が続行することと、「本来あるべき治水対策」が行われないこととの間の因果関係は存在しない。したがって、生命・身体を害される蓋然性があるとも言えない。

イ ②③B・Cについて

(ア) 訂正申立書別紙工事目録1の一部、2ないし5及び7ないし9の工事については、既に適法に用地取得がなされた範囲で行われるものであるところ、原告らは対象地の居住者ではなくその他対象地に何ら権利を有していない。したがって、工事が実施されたところで、原告らの権利の侵害がないのは明らかである（乙1号証ないし乙3号証の8）。

(イ) 上記(ア)以外の工事については、用地の一部が未取得であり、かかる箇所について工事に着手するには、任意交渉により土地を取得するほか、土地収用法に基づき収用委員会の手続きを経て、収用又は使用の裁決を得た上で、土地を収用又は使用する必要がある。これらの手続きは適法に進められているものであって、原告らの権利の侵害はない。そもそも土地収用自体が人格権の侵害であるとしてその可否を争うのであれば、本件ではなく事業認定や収用裁決の取消訴訟で争うべきである。（実際、原告らは事業認定の取消訴訟を提起しているところである（長崎地方裁判所平成27年（行ウ）第4号）。

(ウ) 本件にかかる全ての工事は、関連法令を順守しながら環境にも最大限配慮しつつ適法にこれを進めるものであって、原告らの権利の侵害はない。

3 被告長崎県による説明経緯等について

(1) 原告らは、ことさら被告長崎県が話し合いに応じなかったように主張するが、被告長崎県は、河川法に基づく河川整備計画策定のための意見交換、土地収用法に基づく事前説明会など、様々な機会に地元住民など関係者への説明を行ってきた。

こうした経過を踏まえ、被告長崎県としては、事業認定告示以降は、改めて事業の必要性に遡って議論し直すのではなく、生活再建に向けて話し合う機会を得て、事業についての協力を得ようと努めてきた。

(2) 平成26年4月には、13世帯の地権者一人一人に直接会って、事業への協力と相談の機会を得ようと、佐世保市長、川棚町長とともに、知事が戸別訪問をしたが、話し合うことはできなかった。

(3) 一方、弁護士他関連団体からは、これまでになされた公開質問状に対する被告長崎県の説明が十分でないとして説明会の求めがあり、同年6月、被告長崎県は川原公民館において治水計画に関する説明会を開催したが、被告長崎県からの説明は許されず、弁護士他関連団体による疑問点に答える形となった。

(4) 当説明会で求められた知事の出席に関しては、川原地区にお住まいの13世帯の地権者の皆様に、静穏な状況で、事業への協力をお願いすると共に、話し合いの機会を得たい旨の回答をし、同年7月、佐世保市長、川棚町長とともに、知事が出席し、説明等を行った。

しかしながら、当日は、平穏な話し合いとはならず、知事による挨拶も制限され、弁護士他関連団体による疑問点に答えるだけとなった。

(5) 更に、同年8月にも、被告長崎県による説明会を開催したが、被告長崎県からの説明は許されず、弁護士他関連団体による疑問点に答えるだけとなった。

以降に提出された公開質問状の内容は、技術的・専門的な計算根拠等の資料請求がほとんどであったため、文書により回答したものである。

(6) なお、石木ダムについては、事業に着手して以降、これまで長年にわたり、事業について理解と協力を得るべく努力を続けてきており、既に8割の地権者からは、事業への協力が得られている。

本件に関する覚書2通（甲D1号証，同2号証）は、本件工事については起業者と地元民の理解の上に行われるべきであるとの基本的な考えについて合意したものであるが、前述したように、被告長崎県は長年にわたって努力を続けてきたものであり、被告長崎県において、覚書に違反するような手続違反はない。

4 佐世保市の利水について

被告長崎県では、県内の各水道事業者（市町）が策定した「地域水道ビジョン」などを踏まえ、総合的かつ合理的な水資源政策を実現するため、水資源政策の総合的な羅針盤とする「ながさき21水ビジョン」を策定し、県内の水道事業者が目指すべき将来像を「良質な水を安定供給できる水道システムを次世代へ」と定め、中・長期的な視点から水道事業が抱える課題の解決を図ることとしている。

県内の水道事業者は、過去に度重なる渇水を経験してきたことから、安定した取水量を確保するために、これまでに、広域的な視点から水源開発の計画実現に向けて取り組みを行っているところである。

被告長崎県では、佐世保市が市内での水源開発が困難であったことから、川棚川の治水対策とともに、同市における安定的な水源を確保するため、同市と共同で石木ダム建設に取り組んでいるものである。

5 川棚川の治水対策について

(1) 川棚川の現状

川棚川は、川幅が狭いことなどから、過去幾度となく台風や大雨によって

災害に見舞われてきた。そこで、治水対策としては昭和31年8月洪水を契機に昭和33年より河川改修事業に着手するとともに、昭和42年7月洪水を契機として、昭和43年から野々川ダムの建設に着手してきたが、十分な治水対策が図られたとは言えず、今後、更に治水安全度の向上を図る必要がある。

(2) 河川整備基本方針・河川整備計画における川棚川の治水計画

ア はじめに

河川は、河川法第1条に、「河川について、洪水…による災害の発生が防止され、河川が適正に利用され、流水の正常な機能が維持され、及び河川環境の整備と保全がされるようにこれを総合的に管理することにより、国土の保全と開発に寄与し、もって公共の安全を保持し、かつ、公共の福祉を増進することを目的とする。」とされており、河川管理者は、その管理する河川について、同法第16条にて河川整備基本方針、同法第16条の2にて河川整備計画を定めなければならない。

イ 治水計画の一般的策定手順について

(ア) 河川整備基本方針について

河川管理者は、「その管理する河川について、計画高水流量その他当該河川の河川工事及び河川の維持についての基本となるべき方針に関する事項を定めておかなければならない。」(河川法16条1項)とされており、河川整備基本方針は、「水害発生の状況、水資源の利用の現況及び開発並びに河川環境の状況を考慮し、かつ、国土形成計画及び環境基本計画との調整を図って…、水系ごとに、その水系に係る河川の総合的管理が確保できるように定めなければならない。」(同条2項)とされている。

河川整備基本方針に定める事項は、当該水系に係る河川の総合的な保全と利用に関する基本方針、河川の整備の基本となるべき事項として、基本高水並びにその河道及び洪水調節ダムへの配分に関する事項、主要

な地点における計画高水流量に関する事項、主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る川幅に関する事項、主要な地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する事項とされている（河川法施行令10条の2）。

(イ) 河川整備計画について

河川管理者は、「河川整備基本方針に沿って計画的に河川の整備を実施すべき区間について、当該河川整備に関する計画を定めておかなければならない。」（河川法16条の2第1項）とされており、河川整備計画は「河川整備基本方針に即し、…当該河川の総合的な管理が確保できるように定めなければならない。」（同条2項）とされている。

河川整備計画に定める事項は、河川整備計画の目標に関する事項、河川の整備の実施に関する事項として、河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施工により設置される河川管理施設の機能の概要、河川の維持の目的、種類及び施行の場所とされている（河川法施行令10条の3）。

(ウ) 河川整備基本方針及び河川整備計画策定における基準等

河川整備基本方針及び河川整備計画の策定にあたっては、計画の策定手順や手順を実施するために必要な技術的事項を定めた「河川砂防技術基準（以下「技術基準」という。）」と、流域面積が概ね200km²未満の河川を想定した具体的な手法等が明示されている「中小河川計画の手引き（案）平成11年9月中小河川計画検討会（以下「手引き」という）」を根拠としている。

ウ 川棚川水系河川整備基本方針と川棚川水系河川整備計画について

被告長崎県では、技術基準に基づき「河川整備基本方針」の策定は水系ごとの長期的な整備の方針や整備の基本となる事項を定め、「河川整備計画」の策定ではおおよそ20～30年間に行われる具体的な整備の内容を定め

ている。

平成17年に策定された川棚川水系河川整備基本方針（以下「川棚川水系基本方針」という。乙4号証）において、川棚川の整備は、長崎県長期総合計画の基本理念に基づき、関連地域の社会、経済の発展に係わる諸計画（川棚町総合計画、波佐見町基本計画、佐世保市総合計画）との調整を図りながら、水源から河口まで一貫した計画のもとに、河川の総合的な保全と利用を図り、洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する事項として、想定氾濫区域内の状況、県内バランス等を考慮し、計画規模の降雨により発生する洪水を既設野々川ダム等の洪水調節施設により調節するとともに、安全に流下させることのできるよう堤防等の整備を行うこととしている（乙4号証5頁）。また、基準地点山道橋における基本高水のピーク流量を1,400 m^3 /秒と設定し、このうち流域内の洪水調節施設により270 m^3 /秒を調節することにより、河道への配分流量を基準地点において1,130 m^3 /秒と設定し、計画規模1/100の流量の安全な流下を図ることとしている（乙4号証7頁）。

また、平成19年に策定し平成21年に改正された川棚川水系河川整備計画（以下「川棚川水系整備計画」という。甲C1号証）において、河川整備の計画対象期間は概ね30年間とし、川棚川水系基本方針に位置づけられている洪水調節施設及び河川の整備のうち、既設の野々川ダムに加えて、支川石木川に石木ダムを建設し、計画規模の降雨により発生する流量を基準地点山道橋において1,400 m^3 /秒から1,130 m^3 /秒に調節、さらに川棚橋から館橋までの間について部分的な河道の整備を行い、山道橋において計画高水流量1,130 m^3 /秒の安全な流下を図り、支川石木川は、川棚川合流点から石木ダムまでの河道整備を行い、川棚川合流点において計画高水流量130 m^3 /秒の安全な流下を図り、計画規模1/100の流量の安全な流下を図る整備を行うこととしている（甲C1号証10

頁)。

また、長崎県内河川は中小河川で改修区間が短い河川が多いことから、河川整備計画は河川整備基本方針と同じ計画規模とすることを原則としているが、川棚川は河道改修区間が長く、また財政的制約から全区間を整備期間である概ね30年以内で整備することはできない。そのため、川棚川を石木川との合流点より上流と下流に分け、上流と下流区間の各資産を確認して、氾濫区域内の資産等が大きい下流から順に段階的な整備をすることとしており、川棚川石木川合流点より下流区域は河川整備基本方針と同水準の計画規模1/100とし、上流区域は現在の流下能力が1/30～1/100あることから、現在の整備計画の計画規模は1/30としている。なお、上流部については、将来的には河川整備基本方針の計画規模1/100で整備することとしており(甲C1号証9頁)、原告らの主張には理由がない。

エ 基本高水の決定について

前述のとおり、河川整備基本方針においては、基本高水を定めなければならない。基本高水の決定の過程は、まず、計画基準点を設定し(後記i)、河川の重要度を考慮して計画規模を決定する(後記ii)。次に、計画規模と実績降雨(群)から対象降雨(群)を選定し(後記iii)、対象降雨を流量に変換してハイドログラフ(河川のある地点における流量と時間の関係を図示したもの)を作成し、基本高水を決定する(後記iv)こととしている。

被告長崎県の河川整備基本方針・河川整備計画の策定では、この手順に従い基本高水を計算し決定することとしており、それを踏まえ川棚川水系でも、同手順で決定している。

具体的な手順については、後記i～後記ivにおいて述べる。

(ア) i 計画基準点の設定

計画基準点の設定については、技術基準によると、「計画基準点は、

既往の水理、水文資料が十分得られて、水理、水文解析の拠点となり、しかも全般の計画に密接な関係のある地点を選定するものとする。」とされている（乙5号証5頁）。また、手引きによると、「計画基準点は、河口部に近い市街地等の洪水防御対象区域の上流、計画の基準となる水位標のある地点や支川、ダム等の洪水調節施設が設けられている地点が適している。」とされている（乙6号証20頁）。

川棚川水系においては、流域の状況から、河口より2.1km地点の山道橋を計画基準点としている（乙4号証7頁）。

(イ) ii 計画規模の決定

計画規模の決定については、技術基準によると、「計画の規模の決定に当たっては、河川の重要度を重視するとともに、既往洪水による被害の実態、経済効果等を総合的に考慮して定めるものとする。」とされており（乙5号証5頁）、同解説によると、「計画の規模は計画対象地域の洪水に対する安全の度合いを表すものであり、それぞれの河川の重要度に応じて上下流、本支川でバランスが保持され、かつ全国的に均衡が保たれることが望ましい。この河川の重要度は、洪水防御計画の目的に応じて流域の大きさ、その対象となる地域の社会的経済的重要性、想定される被害の量と質、過去の災害の履歴などの要素を考慮して定めるものである。河川整備基本方針の策定に当たって、計画の規模を決定する際に、おおよその基準として、…二級河川においては、都市河川はC級、一般河川は重要度に応じてD級あるいはE級が採用されている例が多い。…対象降雨の規模は、一般には降雨量の年超過確率で評価することとする。」（乙7号証29、30頁）とされている。

また、手引きによると、中小河川の計画規模の設定に当たっては、「中小河川の計画規模は、基本的に降雨量の年超過確率で評価する。」

「河川の重要度を評価する流域の指標として、流域面積、流域の都市化状況、氾濫区域の面積、資産、人口、工業出荷額等が考えられるが、このほか水系として一貫した上下流、本支川でバランスが保たれ、また都道府県内の他河川とのバランスにも配慮して決定する。」（乙6号証17、18頁）とされている。

被告長崎県の河川の重要度の考え方は、これらの技術基準等に基づき、長崎県二級河川流域重要度評価指標を平成11年に設定し、流域の重要度を評価する指標とそれに対応する計画規模の下限値を定めている。なお、同評価指標は、その後に改訂された技術基準及び手引きを踏まえ内容が変わらないことを確認し、平成17年に長崎県河川関係説明資料集(案)に提示している。

それを踏まえ川棚川水系では、①想定氾濫面積、②想定氾濫区域内の宅地面積、③想定氾濫区域内の人口、④想定氾濫区域内の資産額、⑤想定氾濫区域内の工業出荷額の5項目のうち、4項目が計画規模の1/100に適合していることから、計画規模を1/100としている。

(ウ) iii 対象降雨

対象降雨については、技術基準によると、「対象降雨は、降雨量、降雨量の時間分布及び降雨量の地域分布の3要素で表すものとする。」とされ、対象降雨の降雨量の決定については、「計画の規模によって規模を定め、さらに、降雨継続時間を定めることによって決定するものとする。」、対象降雨の継続時間については、「流域の大きさ、降雨の特性、洪水流出の形態、計画対象施設の種類、過去の資料の得難さ等を考慮して決定するものとする。」、対象降雨の時間分布及び地域分布の決定については、「既往洪水等を検討して選定した相当数の降雨パターンについて、その降雨量を計画の規模によって定められた規模に等し

くなるように定めるものとする。」とされ（乙5号証5頁）、同解説では、「引き伸ばし率は2倍程度にする場合が多い。」とされている（乙7号証32頁）。

手引きでは、「実績降雨を計画降雨に引伸ばして作成する場合には引伸ばし対象の降雨継続時間となる。…中小河川計画においては図に示す実績降雨の引伸ばし方法のうち、各河川の規模、洪水調節施設の有無等の特性を十分に考慮し、適切な引伸ばし方法を選択する必要がある。」とされている（乙6号証39、40頁）。その図には、Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ型引伸ばしの3つの方法が示されており、そのうちⅢ型引伸ばしの方法については、「計画継続時間内雨量と洪水到達時間内雨量を計画確率年に相当する雨量の値に引伸ばす。」とされている。

それを踏まえ川棚川水系では、前述のとおり計画規模を1/100とし、川棚川水系の流域面積が81.4km²と100km²未満の中小流域で且つ洪水調節施設が計画されていることからⅢ型引伸ばしの方法を採用し、対象降雨の継続時間は、流域面積の大きさ、実績降雨の継続時間等を考慮し、対象降雨の継続時間は24時間、洪水到達時間は3時間とし、年超過確率1/100の24時間雨量を400mm、3時間雨量を203mmと算出している。

次に、対象降雨は、時間雨量が記録されている洪水のうち、200mm以上（年超過確率1/100である24時間雨量400mmの1/2）の洪水のうち、到達時間内の3時間雨量の引き伸ばし率が2倍程度を上回った洪水を棄却し、昭和42年7月9日洪水などの9洪水を対象としている（甲C2号証3頁ないし5頁）。

(エ) iv 基本高水の決定

基本高水の決定については、技術基準によると、「基本高水は、選定した対象降雨について、適当な洪水流出モデルを用いて洪水のハイ

ドログラフを求め、これを基に既往洪水、計画対象施設の性質等を総合的に考慮して決定するものとする。」(乙5号証6頁)、同解説によると、「ハイドログラフ群の中から最大流量となるハイドログラフのピーク流量を基本高水のピーク流量とする。」(乙7号証34頁)とされている。

それらを踏まえ川棚川水系では、9洪水を対象にⅢ型引伸ばしによる流出計算(対象降雨の流量への変換)を行った結果、基本高水のピーク流量はそのうち最大となる昭和42年7月9日洪水型を採用し、基準地点山道橋で1,400 m³/秒と決定している。

オ 計画高水流量について

計画高水流量については、技術基準によると、「洪水防御計画においては、基本高水を合理的に河道、ダム等に配分して、主要地点の河道、ダム等の計画の基本となる高水流量を決定するものとする。」「河道、ダム、遊水地等の計画高水流量を決定するに際しては、次の各事項について十分検討するものとする。1.ダム、調節池、遊水地といった洪水調節施設の設置の技術的、経済的、社会的及び環境保全の見地からの検討。2.河道については、現河道改修、…放水路…への分流等についての技術的、経済的、社会的及び環境保全の見地からの検討。」とされている(乙5号証6,7頁)。

それを踏まえ川棚川水系では、計画高水流量については、既存の野々川ダム及び河道の流下能力を考慮した河道とダムの最適組み合わせの検討及び、河道改修、ダム+河道改修、遊水地+河道改修、放水路の治水代替案について検討した結果、石木ダムと河道改修による治水対策が最も有利な治水対策となり、昭和42年7月9日洪水型を採用し、基準地点山道橋で1,130 m³/秒と決定している。

なお、ダムの洪水調節施設の検討においては、技術基準によると、「洪水調節のための貯水容量(洪水調節容量)は、…2割程度の余裕を見込むも

のとする。」(乙8号証6頁), 同解説によると, 「ハイドログラフ群について洪水調節計算を行い, 必要とされる調節容量の最も大きいもので決定するのが一般的である。」(乙7号証137, 138頁) ことから, 洪水調節容量については, 9洪水のうち調節容量が最大となる昭和63年6月2日洪水型を採用し, 1, 950, 000 m³と決定している。

(3) 洪水の原因分析について

平成2年7月洪水時の状況については, 洪水後の痕跡調査や住民からの聞き取り調査, 写真等の分析から, 川棚川の水位が計画高水位を遥かに越え, 堤防からの越水による外水被害が確認されている。また, 川棚川の支川の排水は, 川棚川本川の水位が計画高水位を越えないことを前提としているため, 沿川の支川氾濫や内水被害を防ぐためには, 洪水を安全に流下させることができる計画高水位以下で流すことが必要不可欠であり, 支流の氾濫の可能性が考慮されていないとはいえず, また, 河道断面, 降雨量, 河川水位の観測資料から既往洪水を検証し, 流出解析の妥当性も確認していることから, 洪水の原因分析がされていないともいえない。

(4) 治水代替案の検討について

治水代替案の検討については, 前述のとおり技術基準に基づき, 川棚川水系では, 想定される治水代替案として, ①河道改修案, ②遊水地+河道改修案, ③放水路案とで比較検討を行い, 現計画のダム建設案(河道改修+石木ダム)が経済性にも社会性の面からも有利と判断された。

また, 被告長崎県において平成23年7月に実施された石木ダム建設事業の検証に係る検討(以下「ダム検証」という。)においても, 石木ダム案のほか, 遊水地案その1(水田地帯を調節池), 遊水地案その2(採石場跡を調節池), 放水路案, 河道掘削案, 引堤案, 堤防嵩上げ案及び複合案(河道掘削, 引堤, 堤防嵩上げのコストが最も低くなる組み合わせ)の8案について比較検討し, 石木ダム案がコスト, 実現性, 地域社会への影響の面から他案より

優位であるとしている。

なお、ダム検証においては、「コストの評価に当たり、実施中の事業については、残事業費を基本とする。また、ダム中止に伴って発生するコストや社会的影響等を含めて検討する」、「一定の「安全度」を確保（河川整備計画における目標と同程度）することを基本として、「コスト」を最も重視する。なお、「コスト」は完成までに要する費用のみでなく、維持管理に要する費用等も評価する。」とされていることから（乙9号証14, 32頁）、「ダム中止に伴って発生するコスト」「維持管理に要する費用等」も含めて比較検討・評価したものであり、「代替案の評価を下げるために恣意的に計上されているもの」とする原告らの主張は誤っている。

(5) 小括

以上のとおり、川棚川水系基本方針及び川棚川水系整備計画は、関係法令及び技術基準等に基づき適正に策定されており、治水代替案も適切に検討されていることから、原告らの主張は失当である。

第4 結語

以上によれば、原告らの請求に理由がないことは明らかであるから、速やかに棄却されるべきである。

以上